

長野県上伊那広域水道用水企業団職員の懲戒に関する条例

〔昭和 55 年 4 月 1 日〕  
条 例 第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 2 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の手續)

第 2 条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給は、6 月以下の期間、給料の月額額の 10 分の 1 以内に相当する額を給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 6 月以下とする。

- 2 停職者は、職員としての職を保有するが職務に従事しない。
- 3 停職者は停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(補則)

第 5 条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。